

香川県条例第21号

香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準					第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準				
第23条 略					第23条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第3項の規定により、県の区域に属する公共用水域に排出される排出水の汚染状態について同条第1項の排水基準より厳しい許容限度を定める排水基準は、別表のとおりとする。				
別表（第23条関係）					別表（第23条関係）				
項目		生物化学的酸素要求量 （単位1リットルにつきミリグラム）		化学的酸素要求量 （単位1リットルにつきミリグラム）		浮遊物質量 （単位1リットルにつきミリグラム）		略	
		最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均		
特定事業場の区分									
昭和50年1月1日前	略								
	下水道	略							
	整備地	下水道	略						

に設置されている特定事業場（同日前から設置の工事がなされているものを含む。）	域に所在するもの	終末処理施設を設置するもの																	
		指定地域特定施設を設置するもの	40	30	40	30	80	60											
		みなし指定地域特定施設を設置するもの	略																
		略	略																
昭和50年1月1日以後に設置される特定事業場	下水道整備地域以外の地域に設置するもの	略	略																
		下水道終末処理施設を設置するもの	略																
		指定地域特定施設を設置するもの	30	20	30	20	60	50											
		みなし指定地域特定施設を設置するもの	略																
		略	略																
備考			略																
1～20			略																
21			略																
22			「指定地域特定施設を設置するもの」とは、水質汚濁防止法第2条第3項に規定する施設を設置する工場又は事業場をいう。																
23			略																

に設置されている特定事業場（同日前から設置の工事がなされているものを含む。）	域に所在するもの	終末処理施設を設置するもの																	
		みなし指定地域特定施設を設置するもの	40	30	40	30	80	60											
		略	略																
		略	略																
昭和50年1月1日以後に設置される特定事業場	下水道整備地域以外の地域に設置するもの	略	略																
		下水道終末処理施設を設置するもの	略																
		みなし指定地域特定施設を設置するもの	30	20	30	20	60	50											
		略	略																
		略	略																
備考			略																
1～20			略																
21			略																
22			「みなし指定地域特定施設を設置するもの」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2に規																

24～27 略

28 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水については、適用しない。ただし、し尿処理施設を設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの、指定地域特定施設を設置するもの又はみなし指定地域特定施設を設置するもののみに該当する工場又は事業場から排出される排水については、この限りでない。

29 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当する工場又は事業場が同時に他の特定事業場に該当する場合において、それらの特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準（し尿処理施設を設置するもの、指定地域特定施設を設置するもの及びみなし指定地域特定施設を設置するものに係る排水基準を除く。）のうち最大の許容限度のものを適用する。

30・31 略

32 令別表第1の改正により新たに特定事業場となった工場又は事業場に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「当該工場又は事業場が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1の改正により新たに特定事業場となった日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「当該工場又は事業場が令別表第1の改正により新たに特定事業場となった日以後」と、同表備考3中「水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）」とあるのは「令」と、同表備考31中「昭和50年1月1日前」とあるのは「当該工場又は事業場が令別表第1の改正により新たに特定事業場となった日前」とする。

33 旅館業に係る特定事業場（令別表第1第66号の3に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。）に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「平成21年10月1日以後」と、同表備考31中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」とす

定する施設を設置する工場又は事業場をいう。

23～26 略

27 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域に排出される排水については、適用しない。ただし、し尿処理施設を設置するもの、下水道終末処理施設を設置するもの又はみなし指定地域特定施設を設置するもののみに該当する工場又は事業場から排出される排水については、この限りでない。

28 この表の特定事業場の区分欄に掲げる特定事業場に該当する工場又は事業場が同時に他の特定事業場に該当する場合において、それらの特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準（し尿処理施設を設置するものに係る排水基準及びみなし指定地域特定施設を設置するものに係る排水基準を除く。）のうち最大の許容限度のものを適用する。

29・30 略

31 令別表第1の改正により新たに特定事業場となった工場又は事業場に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「当該工場又は事業場が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1の改正により新たに特定事業場となった日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「当該工場又は事業場が令別表第1の改正により新たに特定事業場となった日以後」と、同表備考3中「水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）」とあるのは「令」と、同表備考30中「昭和50年1月1日前」とあるのは「当該工場又は事業場が令別表第1の改正により新たに特定事業場となった日前」とする。

32 旅館業に係る特定事業場（令別表第1第66号の3に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。）に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「平成21年10月1日以後」と、同表備考30中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」とす

る。

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。